

(重) 松山港中・長期ビジョン検討委員会設置要綱 (案)

(名称)

第1条 本会は、(重) 松山港中・長期ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、松山港に対する諸要請を踏まえ、今後 20~30 年先（2040~2050 年代）を目標とする中・長期的視点に立った、総合的な港湾空間の形成をはかるための検討を行うことを目的としている。

(構成)

第3条 委員会は別表一に掲げる者で構成する。

2 委員会は特定の事項を検討するため、必要がある時は臨時委員を出席させることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員はやむを得ない理由により委員会に出席できない時は、その権限を代行できる者を代理人として出席させることができる。

3 2は別表一に掲げる学識経験者以外の委員に適用する。

4 委員会は委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

5 委員会へは Web 端末を用いた出席も可とする。

(書面による議事)

第6条 委員長は、やむを得ない理由により委員会を開く余裕のない場合において、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い合わせ、その結果をもって委員会の議決に代えることができる。

(幹事会)

- 第7条 委員会のもとに、関係行政機関からなる幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表－2に掲げる者で構成する。ただし、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。
 - 3 幹事はやむを得ない理由により幹事会に出席できない時は、その権限を代行できる者を代理人として出席させることができる。
 - 4 幹事会へはWeb端末を用いた出席も可とする。
 - 5 幹事会は、委員会に付議すべき事項の検討を行うものとし、第2条の目的に資する個別課題について検討を行うワーキンググループを設置することができる。

(オブザーバー)

- 第8条 委員会及び幹事会には、円滑な議事進行を図るため、関係する国の職員がオブザーバーとして出席することができる。

(情報公開)

- 第9条 委員会は原則として公開とする。ただし、当該委員会を公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められる場合など、委員会を非公開にすべきであると委員長及び事務局が認めたときは、全部又は一部を非公開とする。また、幹事会は原則として非公開とする。

(事務局)

- 第10条 委員会の事務局は、愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課とし、委員会・幹事会の運営に関する事務を行う。

(雑則)

- 第11条 本要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。
- 2 本要綱は、必要に応じて見直すことができるものとする。
 - 3 第1回委員会の招集については事務局が行うこととする。

附則

この要綱は、令和 年 月 日から施行し、目的を達成したときにその効力を失う。

松山港中・長期ビジョン検討委員会 委員名簿

| 区分 | 所属 | 職名 | 氏名 |
|---------|---------------------|---------|--------|
| 学識経験者 | 公益社団法人日本港湾協会 | 理事長 | 大脇 崇 |
| | 愛媛大学大学院理工学研究科 | 教授 | 日向 博文 |
| | 愛媛大学大学院理工学研究科 | 教授 | 森脇 亮 |
| | 愛媛大学大学院理工学研究科 | 准教授 | 郡司島 宏美 |
| | 愛媛大学社会共創学部 | 准教授 | 井口 梓 |
| | 愛媛大学法文学部 | 准教授 | 太田 韶子 |
| | 公益財団法人松山国際交流協会 | 国際交流専門監 | 敷村 弥生 |
| 港湾関係者 | 愛媛県旅客船協会 | 会長 | 清水 一郎 |
| | 愛媛内航海運組合連合会 | 会長 | 井下 光一 |
| | 松山港運協会 | 会長 | 松本 忠士 |
| | 愛媛県倉庫協会 | 会長 | 村上 正純 |
| | 愛媛県漁業協同組合 | 代表理事組合長 | 平井 義則 |
| | 松山商工会議所 | 会頭 | 高橋 祐二 |
| | 公益財団法人松山観光コンベンション協会 | 会長 | 一色 昭造 |
| 行政機関の職員 | 国土交通省四国地方整備局港湾空港部 | 部長 | 酒井 敦史 |
| | 国土交通省四国運輸局交通政策部 | 部長 | 久保 雅寛 |
| | 松山海上保安部 | 部長 | 木室 貴行 |
| | 神戸税關松山税關支署 | 署長 | 岡田 周造 |
| | 松山市 | 副市長 | 藤田 仁 |
| | 愛媛県土木部 | 部長 | 葛原 健二 |
| オブザーバー | 国土交通省港湾局計画課 | 港湾計画審査官 | 山本 貴弘 |

松山港中・長期ビジョン検討委員会 幹事名簿

| 区分 | 所属 | 職名 | 氏名 |
|----------|--------------------------|-----|--------|
| 国の行政機関職員 | 国土交通省四国地方整備局港湾空港部港湾計画課 | 課長 | 野本 啓介 |
| | 国土交通省四国運輸局交通政策部環境・物流課 | 課長 | 松本 幸三 |
| | 国土交通省四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所 | 所長 | 近藤 徹 |
| | 松山海上保安部交通課 | 課長 | 菅原 大 |
| | 神戸税関松山税関支署管理課 | 課長 | 室園 佳之 |
| 市の行政機関職員 | 松山市坂の上の雲まちづくり部 | 部長 | 家串 正治 |
| | 松山市環境部 | 部長 | 中島 郁 |
| | 松山市都市整備部 | 部長 | 白石 浩人 |
| | 松山市産業経済部 | 部長 | 宇野 哲朗 |
| 県の行政機関職員 | 愛媛県企画振興部政策企画局 | 局長 | 中原 一也 |
| | 愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局 | 局長 | 久保田 晶 |
| | 愛媛県県民環境部環境局 | 局長 | 入船 理 |
| | 愛媛県経済労働部産業雇用局 | 局長 | 矢野 悅二 |
| | 愛媛県農林水産部水産局 | 局長 | 久保田 英和 |
| | 愛媛県土木部河川港湾局 | 局長 | 吉良 美知宏 |
| | 愛媛県土木部道路都市局 | 局長 | 中川 逸朗 |
| オブザーバー | 国土交通省港湾局計画課 | 専門官 | 河田 泰明 |